（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる基準に従って表示しなければならない。 ⑴　化粧石けん（医薬部外品）において、医薬品医療機器等法第59条第８号で厚生労働大臣の指定する成分及び香料以外の含有成分を記載する場合には、その化学名、一般的名称等により記載すること。ただし、商品名又は略名を併記することができる。 ⑵　効能、効果を表示する場合は、医薬品医療機器等法の施行に関して定められた化粧石けんの効能効果の範囲内において表示すること。	（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる基準に従って表示しなければならない。 ⑴　化粧石けん（医薬部外品）において、薬事法第59条第６項で厚生労働大臣の指定する成分及び香料以外の含有成分を記載する場合には、その化学名、一般的名称等により記載すること。ただし、商品名又は略名を併記することができる。 ⑵　効能、効果を表示する場合は、薬事法の施行に関して定められた化粧石けんの効能効果の範囲内において表示すること。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

四　歯みがき類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

⑵　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

⑶　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「歯みがき類」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第２項に規定する医薬部外品及び同条第３項に規定する化粧品のうち、口腔内の清掃、保健、美化、口臭除去などを目的として使用されるものであって、粉、潤製、練、液状、液体及び固型の歯みがき並びに洗口液をいう。	（定義） **第２条**　この規約で「歯みがき類」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第２項に規定する医薬部外品及び同条第３項に規定する化粧品のうち、口腔内の清掃、保健、美化、口臭除去などを目的として使用されるものであって、粉、潤製、練、液状、液体及び固型の歯みがき並びに洗口液をいう。
２・３　（略）	２・３　（略）
（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、歯みがき類の直接の容器又は包装及び外部の容器又は包装に、次に掲げる事項を、歯みがき類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、歯みがき類の直接の容器又は包装及び外部の容器又は包装に、次に掲げる事項を、歯みがき類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。
⑴～⑺　（略） ⑻　医薬品医療機器等法第59条第10号及び第61条第５号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する歯みがき類については、その使用の期限 ⑼～⑿　（略）	⑴～⑺　（略） ⑻　薬事法第59条第10号及び第61条第５号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する歯みがき類については、その使用の期限 ⑼～⑿　（略）
（効能・効果の表示基準） **第５条**　歯みがき類の効能・効果を表示する場合には、医薬品医療機器等法で許容される範囲内において表示しなければならない。	（効能・効果の表示基準） **第５条**　歯みがき類の効能・効果を表示する場合には、薬事法で許容される範囲内において表示しなければならない。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

五　歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

⑵　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

⑶　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約で「歯みがき」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第２項に規定する医薬部外品及び同条第３項に規定する化粧品のうち、口腔内の清掃、保健、美化、口臭除去などを目的として使用されるものであって、粉、潤製、練、液状及び固型の歯みがきをいう。	（定義） **第２条**　この規約で「歯みがき」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第２項に規定する医薬部外品及び同条第３項に規定する化粧品のうち、口腔内の清掃、保健、美化、口臭除去などを目的として使用されるものであって、粉、潤製、練、液状及び固型の歯みがきをいう。
２・３　（略）	２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

六　衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

⑵　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

⑶　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。